

漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱

22	水漁第2323号	平成23年3月29日	制定
23	水漁第2055号	平成24年4月6日	一部改正
26	水漁第1292号	平成27年2月3日	一部改正
28	水漁第1639号	平成29年3月28日	一部改正
30	水漁第1526号	平成31年3月27日	一部改正
2	水漁第1570号	令和3年3月26日	一部改正
3	水漁第1940号	令和4年3月25日	一部改正
5	水漁第1629号	令和6年3月28日	一部改正
6	水漁第1929号	令和7年3月31日	一部改正
7	水漁第1915号	令和8年3月31日	一部改正

農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

第1 近年、我が国周辺水域における水産資源の状況は、低位にあるものや減少傾向にあるものも多く、総じて厳しい状況にあることや、燃油等価格の急激な変動等により、漁業経営は不安定な状況にある。

このため、計画的に資源管理や漁場改善に取り組む漁業者を対象として、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）に基づき実施する漁業共済や漁業共済の経営安定機能に補完する形での収入安定対策を活用した対策等を実施することにより、水産資源の積極的な回復や維持を図りつつ、漁業者の収入の安定等を図ることを目的とする。

また、漁業就業者の減少と高齢化が進行する中、一定の漁業就業者数を維持し、かつバランスの取れた年齢構成を達成することで漁業の成長産業化を進めることが急務であり、本事業において、新規就業者に対する支援を展開し、新規就業者の定着を図ることとする。

(通則)

第2 漁業収入安定対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(事業の内容及び事業実施主体)

第3 本事業は、次の各号に掲げる事業（以下「漁業収入安定対策事業」という。）の実施に必要な漁業経営安定対策基金（以下「基金」という。）を造成する事業

(以下「基金事業」という。)とし、事業の実施主体は全国漁業共済組合連合会(以下「補助事業者」という。)とする。

(1) 漁業共済資源管理等推進特別対策事業

補助事業者は、別紙1に規定する加入要件を満たす共済契約ごとに、当該共済契約を締結する漁業者が負担する純共済掛金から法第195条第1項に基づく純共済掛金への補助を差し引いて得た金額に2分の1(ただし、別紙2に掲げる共済区分については補助率の欄に掲げる数値、新規就業者については共済区分にかかわらず10分の9)を乗じて得た金額を、当該漁業者に対し補助するものとする。

(2) 資源管理等推進収入安定対策事業

補助事業者は、別紙1に規定する加入要件を満たす共済契約ごとに、当該共済契約を締結する漁業者と資源管理等推進収入安定対策事業の契約を締結するとともに、併せて積立金を徴収するものとし、共済契約期間終了時に、減少した生産金額を補填するために、国と漁業者が拠出した積立金から交付するものとする。

2 漁業収入安定対策事業の加入手続等、資源管理協定等の履行確認等、積立契約の変更及び契約の解除等については、別紙3に定めるものとする。

(交付の対象及び補助率)

第4 農林水産大臣(以下「大臣」という。)は、補助事業者が行う基金事業及び基金事業を実施するための補助事業(以下「補助事業」という。)に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(他用途使用の禁止)

第5 基金は、本要綱で定める以外の用途に使用してはならない。

(基金の造成及び管理)

第6 補助事業者は、漁業収入安定対策事業の実施に充てるため、この事業を実施する期間において、国の補助金及び加入契約者からの拠出金によって基金を造成するものとする。

2 補助事業者は、基金を次により管理及び運用するものとする。

(1) 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せて行う漁業協同組合連合会、同法第11条第1項第3号及び第4号の事業を併せて行う漁業協同組合であつて都道府県の区域を範囲とするもの、農林中央金庫又は銀行への預貯金

(2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託(元本が保証されているものに限る。)

(3) 国債、地方債、その他の有価証券(元本が保証されているものに限る。)

- 3 補助事業者は、基金を適正に管理するため、他の業務に係る資金と区分して経理し、漁業共済資源管理等推進特別対策事業の実施に充てるための漁業共済資源管理等推進特別対策事業勘定及び資源管理等推進収入安定対策事業の実施に充てるための資源管理等推進収入安定対策事業勘定を設けるものとする。
- 4 補助事業者は、基金造成後に漁業共済資源管理等推進特別対策事業勘定及び資源管理等推進収入安定対策事業勘定の相互間の経費の流用を行う場合には、あらかじめ水産庁長官の承認を受けるものとする。
- 5 補助事業者は、基金事業に係る経費を補助事業に係る経費に流用してはならない。
- 6 基金の運用から生ずる果実は、当該事業勘定に繰り入れるほか、毎年水産庁長官の承認を得て、当該事業の管理運営費に充てることのできるものとする。
- 7 補助事業者は、基金の管理については、第1項から前項までによるほか、水産庁長官の承認を得て定める会計に関する規程に基づいて行うものとする。

(交付申請手続)

- 第7 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書を大臣に提出しなければならない。

(交付申請書の提出期限)

- 第8 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出時期は、水産庁長官が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第9 大臣は、第7の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第7の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準期間は、1月とする。

(基金事業に係る交付の条件)

- 第10 補助事業者は、基金を善良な管理者の注意をもって管理し、第1の趣旨に反して、基金を取り崩し、処分し又は担保に供してはならない。
- 2 補助事業者は、第30の規定により、基金の残額を国に返還する場合には、別記様式第2号の国庫納付金承認申請書により大臣の承認を受けて、国庫に返還しなければならない。

(申請の取下げ)

- 第11 補助事業者は、第7の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第9第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨

を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第 12 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後の事情変更等により申請の内容を変更、中止又は廃止する場合には、あらかじめ別記様式第 3 号により大臣の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣の承認を受けることができる。

3 大臣は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 13 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第 14 補助事業者は、基金事業又は補助事業（以下「補助事業等」という。）が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 4 号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 15 補助事業者は、補助事業の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において別記様式第 5 号により事業遂行状況報告を作成し、1 月末日までに大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第 8 号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に規定する時期のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

3 補助事業者は、毎事業年度終了後 60 日以内に、別記様式第 6 号により基金事業の実施状況を水産庁長官に報告するものとする。

(基金の支払)

第 16 補助事業者は、基金の支払を受けようとするときは、別記様式第 7 号による支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(概算払)

第 17 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 8 号の概算払請求書を大臣に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただ

し書に基づき、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(基本的事項の公表)

第 18 補助事業者は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業の概要、基金事業の目標を基金造成後速やかに公表しなければならない。

(実績報告)

第 19 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 9 号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したとき（第 12 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。）は、その日から 1 箇月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、基金の造成が完了したときは、その日から、1 箇月を経過した日又は 4 月 10 日のいずれか早い日までに、別記様式第 10 号による基金造成完了報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 20 大臣は、第 19 第 1 項又は第 2 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第 21 補助事業者は、第 20 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に変わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 19 第 1 項に準じて提出するものとする。

2 大臣は前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 20 第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第 19 第 1 項及び第 2 項の規定は前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第 22 大臣は、第 12 第 1 項の規定による補助事業等の変更、中止又は廃止の申請が

あった場合及び次に掲げる場合には、第9の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付決定を受けた後の事情変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第20第3項の規定を準用する。

(基金の額及び基金事業の実施状況報告)

第23 補助事業者は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の引受件数・漁業者申込積立額、払戻件数・払戻補填金、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠、基金事業の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やかに大臣に報告しなければならない。

(補助金の経理)

第24 補助事業者は、補助事業等についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業等の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに基金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第11号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

- 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(財産の管理等)

- 第25 補助事業者は、取得財産等については、補助事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第26 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
 - 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

- 第27 補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣に報告しその指示を受けなければならない。

(交付決定額の下限)

- 第28 交付決定額の下限は、3,500万円とする。

(基金運営に関する監督・指導)

- 第29 大臣は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

(使用見込みの低い基金の返納)

- 第30 補助事業者は、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(事業効果の調査分析)

第 31 本事業の実施に関し、水産庁長官は、本事業の効果について調査分析を行うため、補助事業者に対し、本事業の実施に関し必要な報告を求めることができるものとする。その際、補助事業者は、正当な理由がある場合を除き、当該調査分析に協力するものとする。

2 水産庁長官は、本事業の効果の調査分析に必要な場合には、関係行政機関又は当該調査分析業務の一部を受託した第三者に対し、本事業の実施に係る情報を提供することができるものとする。

3 水産庁長官は、前項の規定により情報を提供する場合には、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(指導監督)

第 32 水産庁長官は、補助事業等の実施に関して、補助事業者及び漁業共済組合等に対し、指導及び監督を行うものとする。

(委任)

第 33 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、水産庁長官が別に定めるところによる。

附則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 漁業経営安定対策事業費補助金交付要綱（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 水漁第 3588 号農林水産事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、この要綱の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。
- 2 平成 23 年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。

附則

- 1 この通知は、平成 27 年 2 月 3 日から施行する。
- 2 平成 26 年度予算に係る改正前の本要綱の規定により行うこととされている事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この通知による一部改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱の規定により行うこととされている平成 28 年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この通知による一部改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱の規定により行うこととされている平成 30 年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則

- 1 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている令和 3 年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。
- 3 漁業収入安定対策事業実施要綱（平成 23 年 3 月 29 日付け 22 水漁第 2322 号

農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)は廃止する。ただし、この通知の施行前に実施要綱の規定により行うこととされている令和3年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

- 4 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 5 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 6 令和6年3月31日までに漁業共済の責任期間が開始する契約については、別紙1に定める「資源管理協定」には、「資源管理計画(水産庁長官が別に定めるところにより、国又は都道府県が今後の水産資源管理の方向を示す基本的指針として作成する資源管理指針(都道府県作成の指針にあつては、国との協議が整ったものに限る。)に基づき、漁業者が行う自主的資源管理措置等を定めたものであつて、その内容につき国又は都道府県の確認を受けたものをいう。)」を含めるものとする。この場合において、別紙3の1の(2)のイの(ア)の①のbに定める「強度な資源管理」には、「資源管理指針・計画作成要領(平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知)別紙3で定める基準を満たすものとして資源管理指針において定められている魚種、漁業種類及び管理措置が規定されている資源管理計画に基づく資源管理」を含めるものとする。

附則

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている令和5年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の別紙1に定める加入要件のうち(3)の実施については、水産庁長官と補助事業者で協議の上、行うこととする。

附則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている令和6年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この通知は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている令和7年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

(別紙1) 加入要件

漁業収入安定対策事業の対象となるのは、(1) から (3) までに掲げる要件の全てを満たす漁業者とする。また、新規就業者として同事業の対象となる者は、(4) に掲げる要件も併せて満たす漁業者とする。

(1) 資源管理・漁場改善要件

漁業者が締結する共済契約の漁業種類（複合漁業契約（二以上の漁業種類を一括して対象とする漁獲・特定養殖共済の契約）においては、当該共済契約に係る全ての漁業種類）に対応する資源管理協定又は漁場改善計画に参加していること。

この「資源管理協定」とは、漁業法（昭和24年法律第267号）第124条第1項の農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けた資源管理協定（都道府県資源管理方針に基づく漁獲可能量による管理を適正に実施するためにのみ締結されたものを除く。）をいう。なお、同法第17条の規定に基づき、漁獲割当割合の設定を受けて特定水産資源の採捕を行う者については、資源管理協定に参加しているものとみなし、別紙3の1の(2)のイの(ア)の①のbに定める強度な資源管理の場合には、強度な資源管理に取り組む者として資源管理協定に位置付けられている者とみなす。

この「漁場改善計画」とは、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第4条の規定に基づき、都道府県知事等の認定を受けた漁場改善計画のうち、適正養殖可能数量が設定されているものをいう。なお、漁業収入安定対策事業の加入申請を行う時点で、適正養殖可能数量が設定された漁場改善計画の認定を申請している場合には、当該適正養殖可能数量が設定されているものとみなすが、漁業共済の責任期間開始日までに都道府県知事の認定を受けていなければ、漁業収入安定対策事業への加入は取り消されるものとする。

(2) 漁業共済の加入要件

漁業共済へ実質加入すること。

この「実質加入」とは、漁業共済の契約割合が、漁獲・特定養殖共済における第1号漁業、合計トン数20トン未満漁船漁業、小型定置漁業及びいかだの台数が20台未満の真珠母貝養殖業、養殖共済におけるいかだ台数が30台未満の真珠養殖業で40%以上、漁獲・特定養殖共済における合計トン数100トン以上の漁船漁業で20%以上、それ以外の場合は30%以上であり、かつ、当該共済契約における契約方式が地震等限定填補方式以外であるものをいう。なお、複合漁業契約においては、当該共済契約に係る漁業種類のうち最も生産金額の大きい漁業種類の契約割合の要件とする。ただし、太平洋クロマグロを対象とした資源管理に取り組む者として資源管理協定に位置付けられている者

（定置網漁業又は20トン未満漁船漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第1項に規定する中型まき網漁業（以

下「中型まき網漁業」という。)にあつては、40トン未満漁船漁業)を営む者に限る。)であつて、当該共済契約に係る生産金額が1年を通じて1,500万円未満のものについては、漁業共済の契約割合は10%以上をもって足りる。

(3) 環境負荷低減の取組要件

漁業者は環境負荷低減のための次に掲げる各事項について取り組むものとする。なお、補助事業者は、漁業共済組合等を通じて漁業者の漁業共済資源管理等推進特別対策事業の加入申請時に当該漁業者がこれまでの1年間に実施した環境負荷低減のための取組及び今後1年間に実施しようとする同取組を示したチェックシート(電子データ可)を徴取し、その内容を一覧表にまとめ第19第1項による実績報告時に水産庁長官に提出するものとする。

また、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員等が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

ア 適正な防除

① (養殖を行う場合)水産用医薬品の適正な使用に努める

イ エネルギーの節減

② 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

ウ 悪臭及び害虫の発生防止

③ 悪臭・害虫の発生防止、低減に努める

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

④ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理する

⑤ (養殖を行う場合)生餌給餌から配合餌料への転換もしくは給餌効率の向上等による給餌量削減を検討する

オ 生物多様性への悪影響の防止

⑥ (資源管理協定を締結している場合)資源管理協定を遵守する

⑦ (養殖を行う場合)人工種苗の生産技術が確立した魚種について、人工種苗の使用を検討する

⑧ (漁場改善計画を策定している場合)漁場改善計画を遵守する

カ 環境関係法令の遵守等

⑨ みどりチェックのチェックシート解説書(漁業経営体編)のパンフレット等を読み、みどりの食料システム戦略の理解の向上に努める

⑩ 漁船等の装置・機材の適切な整備と管理の実施に努める

⑪ 正しい知識に基づく作業安全に努める

(4) 新規就業要件

新規就業者であること。

この「新規就業者」とは、国又は地方自治体の事業による漁業就業のための研修期間を除き、過去に漁業に就業したことがない者が新たに独立・自

営（自らの漁獲物を自ら販売して収入を得ることにより漁業経営を行うことをいう。）で漁業に就業した場合であって、かつ、就業後3年以内に漁業収入安定対策事業に加入した個人経営体又は法人経営体をいう。ただし、個人経営体にあつては当該個人が自ら漁業に従事する場合、法人経営体にあつては当該法人の役員の方が過去に漁業に就業したことがない者であつて、かつ、自ら漁業に従事する場合に限るものとする。なお、本要綱の新規就業者に対する支援は、当該新規就業者が漁業収入安定対策事業に加入後5年間を限度として行うものとする。

(別紙2)

養殖共済

共済区分	補助率
かき（いかだ、はえ縄式養殖施設の幹縄又はくい打ち式養殖施設の台数が160台以上（注1）。ただし、共済契約者が漁業協同組合又は漁業生産組合の場合には800台以上。）	0.55
真珠（いかだ、はえ縄式養殖施設の幹縄又は竹浮流し式養殖施設の幹竹の台数が100台以上（注2）。ただし、共済契約者が漁業協同組合又は漁業生産組合の場合には500台以上。）	0.55
魚類（網いけすの台数が25台以上（注3）。ただし、共済契約者が漁業協同組合又は漁業生産組合の場合には125台以上。）	0.55

（注1）1台の規格は、いかだ49㎡、はえ縄式養殖施設の幹縄72m、くい打ち式養殖施設99㎡を単位として換算する。

（注2）1台の規格は、いかだ34㎡、はえ縄式養殖施設の幹縄又は竹浮流し式養殖施設の幹竹60mを単位として換算する。

（注3）1台の規格は、網いけす50㎡を単位として換算する。

特定養殖共済

共済区分	補助率	
	義務加入	連合加入
のり等（網ひびさく数が6,500柵以上（注4）。ただし、共済契約者が漁業協同組合又は漁業生産組合の場合には32,500柵以上。）	0.55	0.525
わかめ・こんぶ（はえ縄式養殖施設の台数が500台以上（注5）。）	0.55	0.525
真珠母貝（いかだ又ははえ縄式養殖施設の幹縄の台数が100台以上（注6）。ただし、共済契約者が漁業協同組合又は漁業生産組合の場合には1,000台以上。）	0.55	0.525
ほたて貝等（いかだ又ははえ縄式養殖施設の幹縄の台数が450台以上（注7）。ただし、共済契約者が漁業協同組合又は漁業生産組合の場合には2,250台	0.55	0.525

以上。)		
うに (いかだ又ははえ縄式養殖施設の幹縄の台数が150台以上 (注7)。ただし、共済契約者が漁業協同組合又は漁業生産組合の場合には750台以上。)	0.55	0.525
ほや (いかだ又ははえ縄式養殖施設の幹縄の台数が740台以上 (注7)。ただし、共済契約者が漁業協同組合又は漁業生産組合の場合には3,700台以上。)	0.55	0.525
特定かき (いかだ又ははえ縄式養殖施設の幹縄又はくい打ち式養殖施設の台数が160台以上 (注8)。ただし、共済契約者が漁業協同組合又は漁業生産組合の場合には800台以上。)	0.55	0.525
くるまえび (養殖池の面数が97面以上 (注9)。ただし、共済契約者が漁業協同組合又は漁業生産組合の場合には485面以上。)	0.55	0.525

(注4) 1柵の規格は、網ひび22㎡を単位として換算する。

(注5) 1台の規格は、はえ縄式養殖施設の幹縄200m (わかめ)、100m (こんぶ) を単位として換算する。

(注6) 1台の規格は、いかだ34㎡、はえ縄式養殖施設の幹縄又は竹浮流し式養殖施設の幹竹45mを単位として換算する。

(注7) 1台の規格は、いかだ50㎡、はえ縄式養殖施設の幹縄100mを単位として換算する。

(注8) 1台の規格は、いかだ49㎡、はえ縄式養殖施設の幹縄72m、くい打ち式養殖施設99㎡を単位として換算する。

(注9) 1面の規格は、養殖池の面積1,000㎡を単位として換算する。

(別紙3)

1 加入手続等

(1) 漁業共済資源管理等推進特別対策事業

漁業共済資源管理等推進特別対策事業の加入申請は、漁業共済の契約の申込みと併せて、漁業共済資源管理等推進特別対策事業に係る申込みを漁業共済組合を経由して補助事業者に行うこととする。

(2) 資源管理等推進収入安定対策事業

ア 加入申請

資源管理等推進収入安定対策事業に係る積立契約（以下「積立契約」という。）の加入申請は、漁業共済の契約の申込みと併せて、資源管理等推進収入安定対策事業に係る積立契約申込書を漁業共済組合を経由して補助事業者に提出して行うこととする。

イ 積立金の額の算出

(ア) 漁獲・特定養殖共済の加入漁業者の場合

① 払戻判定金額

この要綱において「払戻判定金額」とは、エの（ア）に規定する積立金の払戻しの判定に係る金額をいう。

a 一般的な資源管理又は漁場改善に取り組む場合

積立契約を締結した漁業者（以下「積立契約者」という。）の払戻判定金額は、個別の共済契約ごとに、積立基準金額（共済限度額を共済限度額率で除して得た金額とする。千円未満切り上げ。以下同じ。）と共済限度額との和の2分の1の金額とする。

b 強度資源管理タイプ

強度な資源管理（水産庁長官が別途定める対象資源及び対象漁業種類等における資源管理をいう。以下同じ。）に取り組む者として資源管理協定に位置付けられている共済契約者に係る払戻判定金額は、共済限度額に、積立基準金額と共済限度額との差額に4分の3（定置網漁業（太平洋クロマグロを対象とした強度な資源管理に取り組む者に限る。）に係る共済契約にあつては5分の4）を乗じて得た金額を加えた金額（以下「強度資源管理タイプ払戻判定金額」という。）とする。

なお、複合漁業契約においては、当該共済契約に係る全ての漁業種類について強度な資源管理に取り組む者として資源管理協定に位置付けられている場合にのみ適用することとし、その払戻判定金額は、共済限度額に、積立基準金額と共済限度額との差額に4分の3（定置網漁業（太平洋クロマグロを対象とした強度な資源管理に取り組む者に限る。）のみの複合漁業契約にあつては5分の4）を乗じて得た金額を加えた金額とする。

c 強度資源管理タイプ払戻判定金額の特例

積立契約期間開始日が令和7年4月1日から令和11年3月31日までの間（以下「経過措置期間」という。）となる積立契約において、共

済契約ごとに最大4回までの契約において適用する。太平洋クロマグロを対象とした強度な資源管理に取り組む者（令和7年3月31日までに強度な資源管理に取り組む者であって、積立契約期間の全部又は一部が令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）に含まれる積立契約を締結した者に限る。）における強度資源管理タイプ払戻判定金額が適用される積立契約にあつては、払戻判定金額が次に定めるところにより算出される下限額を下回る場合は、bの規定にかかわらず、当該下限額を強度資源管理タイプ払戻判定金額とする。

なお、複合漁業契約においては、当該共済契約に係る全ての漁業種類について、太平洋クロマグロを対象とした強度な資源管理に取り組む場合にのみ適用する。

$$\begin{aligned} & \text{強度資源管理タイプ払戻判定金額の下限額} \\ & = B_x + (A \times (C \text{ の } X \text{ 乗}) - B_x) \times (5 - X) / 5 \end{aligned}$$

X：経過措置期間中の積立契約のある延べ共済契約回数

A：積立契約期間の全部又は一部が令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）に含まれる契約のうち直近の契約の払戻判定金額

B_x：経過措置期間中においてX回目に締結する積立契約の強度資源管理タイプ払戻判定金額

C：調整率（大中型まき網漁業は、100分の96.6、定置網漁業又は20トン未満漁船漁業（中型まき網漁業については40トン未満の漁船による漁業とする。以下同じ。）は100分の100。）（複合漁業契約においては、大中型まき網漁業を含む場合は100分の96.6、定置網漁業又は20トン未満漁船漁業のみの場合は100分の100。）

② 積立可能額

積立契約者の積立可能額は、個別の共済契約ごとに、払戻判定金額と共済限度額との差額に4分の1（新規就業者については、5分の1）を乗じた金額（1万円未満切り捨て）とする。

③ 積立金の決定

加入しようとする漁業者は、積立可能額の範囲内の金額（1万円単位）を積立金と決定するものとする。

(イ) 養殖共済の加入漁業者の場合

① 積立可能額

a 令和7又は8年度積立契約（積立契約期間開始日が令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に含まれる契約）の場合

個別の共済契約ごとに、漁協の区域又は都道府県の区域ごとに水産庁長官が別に定める出荷価格（以下「標準出荷価格」という。）に、加入者の当該年の養殖数量に水産庁長官が別に定める1尾あたり出荷重量

(以下「標準目回り」という。) を乗じて得た重量を 100 分の 95 で除して得た重量を乗じて得た金額に 100 分の 10 を乗じて得た金額の 4 分の 1 (新規就業者については、5 分の 1) の金額を積立可能額とする。

ただし、ブリ養殖又はカンパチ養殖に係る積立契約においては、個別の共済契約ごとに、標準出荷価格に、加入者の当該年の養殖数量に標準目回りを乗じて得た重量を 100 分の 90 で除して得た重量を乗じて得た金額に 100 分の 15 を乗じて得た金額の 4 分の 1 (新規就業者については、5 分の 1) の金額を積立可能額とする。

- b 令和 9、10 又は 11 年度契約 (積立契約期間開始日が令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの間に含まれる契約) の場合

個別の共済契約ごとに、標準出荷価格に、加入者の当該年の養殖数量に標準目回りを乗じて得た重量を乗じて得た金額に 100 分の 15 を乗じて得た金額の 4 分の 1 (新規就業者については、5 分の 1) の金額を積立可能額とする。

- c 令和 12 年度以降の契約 (積立契約期間開始日が令和 12 年 4 月 1 日以降となる契約) の場合

個別の共済契約ごとに、標準出荷価格に、加入者の当該年の養殖数量に標準目回りを乗じて得た重量を乗じて得た金額に 100 分の 10 を乗じて得た金額の 4 分の 1 (新規就業者については、5 分の 1) の金額を積立可能額とする。

② 積立金の決定

加入しようとする漁業者は、積立可能額の範囲内の金額 (1 万円単位) を積立金と決定するものとする。

ウ 積立金の拠出

(ア) 積立金の拠出手続

- ① 積立契約者は積立契約期間開始日の前日までに、積立金の拠出に係る口座振替の手続を完了しなければならない (特別な事由があるとして、補助事業者が認める場合を除く。)
- ② 積立契約者は定められた期日までに、補助事業者に決定した積立金の全額 ((イ) の規定により分割拠出をする場合にあっては、その第 1 回の拠出金額) を積立金として拠出しなければならない。この場合において、積立契約期間開始日の前日までに積立金の金額を確定できないときは、積立契約の定めるところにより定める概算金額 ((イ) の規定により分割拠出を行う場合にあっては、その第 1 回の拠出金額) によりこれを積立金として拠出しなければならない。
- ③ 2 年目以降については、積立金に残額がある場合には、積立決定額とその残額との差額を同様の手続により拠出するものとする。

(イ) 積立金の分割拠出

- ① 積立金を分割拠出する場合には、その第 1 回の拠出金額は、積立金の金額の 8 分の 1 以上とする (特別な事由があるとして、補助事業者が認

める場合を除く。)。ただし、(ア)の②の規定により、積立金の拠出を概算金額をもって行う場合には、その概算金額の8分の1以上とする(特別な事由があるとして、補助事業者が認める場合を除く。)

- ② 積立契約者は、①により積立金を分割拠出する場合には、積立金の金額からその第1回の拠出金額を差し引いて得た金額を積立契約期間の3分の2を経過する日までの範囲内において、積立契約の定める日までに拠出しなければならない(特別な事由があるとして、補助事業者が認める場合を除く。)

エ 積立金の払戻し

(ア) 漁獲・特定養殖共済の加入漁業者の場合

積立契約期間終了時に、共済契約と併せてその年の生産金額の認定を行い、生産金額が払戻判定金額を下回った場合、払戻判定金額から生産金額(生産金額が共済限度額を下回る場合は共済限度額とする。以下同じ。)を差し引いた金額の4分の1と積立金のいずれか低い額(1万円単位)の4倍(新規就業者の場合は、5分の1と積立金のいずれか低い額(1万円単位)の5倍)を、基金から支払うものとする。ただし、支払に不足を生じるときに限り金額を削減することができるものとする。

ただし、強度資源管理タイプのうち、太平洋クロマグロを対象とした資源管理に取り組む者の払戻判定金額については、積立契約期間終了時に、水産庁長官が別途定める要件を満たす者(複合漁業契約においては、当該契約に係る全ての漁業種類について要件を満たす者)に限り、イの(ア)の①のbに規定する強度資源管理タイプ払戻判定金額(cに規定する強度資源管理タイプ払戻判定金額の特例の適用を含む。)を適用することとし、要件を満たさない者のうち太平洋クロマグロのみを対象とした強度な資源管理に取り組む者においては、イの(ア)の①のaに規定する一般的な資源管理に取り組む場合の払戻判定金額を適用することとし、要件を満たさない者のうち太平洋クロマグロ以外の魚種を対象とした強度な資源管理も併せて取り組む者においては、イの(ア)の①のbに規定する強度資源管理タイプ払戻判定金額(cに規定する強度資源管理タイプ払戻判定金額の特例の適用を含まない。)を適用することとする。

(イ) 養殖共済の加入漁業者の場合

- a 令和7又は8年度契約(積立契約期間開始日が令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に含まれる契約)の場合

積立契約期間終了時に、漁協の区域又は都道府県の区域ごとに水産庁長官が別に定める当該年の出荷価格に当該年の出荷重量を乗じて得た金額(以下「当該年出荷金額」という。)が標準出荷価格に当該年の出荷重量を100分の95で除して得た重量を乗じて得た金額に100分の90を乗じて得た金額(ブリ養殖又はカンパチ養殖に係る積立契約においては、標準出荷価格に当該年の出荷重量を100分の90で除して得た重量を乗じて得た金額に100分の95を乗じて得た金額)を下回った場合、

当該金額から当該年出荷金額を差し引いた金額の4分の1と積立金のいずれか低い額（1万円単位）の4倍（新規就業者の場合は、5分の1と積立金のいずれか低い額（1万円単位）の5倍）を基金から支払うものとする。ただし、支払に不足を生じるときに限り金額を削減することができるものとする。

- b 令和9年度以降の契約（積立契約期間開始日が令和9年4月1日以降となる契約）の場合

積立契約期間終了時に、当該年出荷金額が標準出荷価格に当該年の出荷重量を乗じて得た金額に100分の90を乗じて得た金額を下回った場合、当該金額から当該年出荷金額を差し引いた金額の4分の1と積立金のいずれか低い額（1万円単位）の4倍（新規就業者の場合は、5分の1と積立金のいずれか低い額（1万円単位）の5倍）を基金から支払うものとする。ただし、支払に不足を生じるときに限り金額を削減することができるものとする。

オ 積立金の払戻しの調整

払戻しに該当する場合であって、積立契約者の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合は、払戻しの減額の調整を行うことができるものとする。

2 資源管理協定等の履行確認等

資源管理協定の内容の履行及び漁場改善計画における適正養殖可能数量の遵守についての確認は、国又は都道府県に設置された資源管理協議会（地域に設けられた資源管理協議会を含む。）を始めとする漁業や漁業経営に関する知見を有する者、水産資源に関する科学的知見を有する者等が参加する場（以下「資源管理協議会等」という。）において、定期的に行うこととする。

なお、水産庁長官又は都道府県知事は資源評価及び資源管理又は漁場改善を行うために必要があると認める場合は、資源管理協議会等に対して資源管理等の取組状況について報告を求めることができるものとする。

3 積立契約の変更

（1）積立金の増額変更に係る要件

積立契約者は、次のいずれかに掲げる場合に限り、当該者に適用される積立可能額の範囲内で積立額を増額する積立契約の変更を行うことができる。

ア 1の（2）のウの（ア）の②に規定する概算金額により積立金を拠出した場合

イ 積立契約期間の3分の2を経過する日までであって、かつ水産庁長官が別途定める要件に該当する場合

（2）積立契約の変更手続

積立契約者が契約変更を行おうとする場合は、漁業共済組合を経由して補助事業者に申し出るものとする。

(3) 積立金の増額変更に係る抛出手続

ア 積立金の増額変更に係る抛出手続

(2)の規定に係る積立金の契約変更が成立した場合には、積立契約者は、補助事業者が定める日までに、決定した積立金の増額分の全額を補助事業者に一括して払うものとする。ただし、イの①に係る場合においては分割して抛出することができる。

イ 積立金の増額変更に係る分割抛出手続

① 漁業者が希望する場合には、積立契約期間の3分の2を経過する日までの範囲内において分割抛出とすることができる。

② 積立契約者は、①により積立金を分割抛出する場合には、積立金の金額からその第1回の抛出金額を差し引いて得た金額の範囲内において、補助事業者の定める日までに補助事業者に抛出しなければならない(特別な事由があるとして、補助事業者が認める場合を除く。)

4 契約の解除等

(1) 補助相当額の返還等

補助事業者は、漁業収入安定対策事業に加入する漁業者が次に掲げる場合に該当することとなったときは、当該漁業者から、期限を定めて、漁業共済資源管理等推進特別対策事業による補助相当額を返還させるとともに、積立契約を解除し、積立金を取り崩し当該漁業者に返還するものとする。また、次に掲げる場合に該当することとなった時点で対応する積立契約における積立金の払戻しが行われている場合には、払戻額から積立金を差し引いた額を返還させることとする。

ア 2の履行確認の結果、資源管理協定又は漁場改善計画を履行していないことが確定した場合

イ 当該契約に係る漁業種類についての関係漁業法令に違反する行為(漁業共済の責任期間内における違反行為に限る。)により刑に処せられた又は行政処分(漁業法(昭和24年法律第267号)第28条の規定による処分を除く。以下同じ。)を受けた場合

ウ 加入に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合

エ 加入者の重大な過失又は悪意等による事由が認められた場合(ただし、1の(2)のオにより積立金の払戻しの調整を行った場合は除く。)

オ 加入者の所有する又は使用する漁船が、違法・無報告・無規制漁業(以下「IUU漁業」という。)に従事したとして世界貿易機関に通報された場合又は地域漁業管理機関が作成するIUU漁業に関する一覧表に掲載された場合

(2) 漁業者が返還に応じない場合の措置

漁業者が(1)の返還に応じない場合には、補助事業者は、当該漁業者に対し、以後の漁業収入安定対策事業への加入の拒否、以後の漁業者に支払われる共済金の支払の停止、以後の漁業者に払い戻される積立金の払戻しの停止等の措置を講ずることとする。

(3) 漁業法令の違反に関する報告

ア 漁業者は、国又は都道府県による(1)のイに規定する違反を理由として逮捕され又は取調べを受けた場合には、直ちに所属する漁業協同組合にその旨を報告することとする。

イ 漁業者は、当該違反に係る刑に処せられた若しくは処せられなかった又は行政処分を受けた若しくは受けなかったことを当該漁業協同組合に報告することとする。

ウ 漁業者がア又はイに規定する報告を行わなかった場合、補助事業者は当該漁業者に対し、当該処分に対応する共済契約に係る次年度の漁業収入安定対策事業への加入を拒否することとする。

(4) その他

(1)に掲げる場合のほか、資源管理等推進収入安定対策事業に加入する漁業者が次に掲げる場合に該当することとなったときは、補助事業者は当該漁業者との積立契約を解約し、積立金を取り崩し加入契約者に返還するものとする。

ア 積立契約者が積立契約期間の中途において、契約の解約を申し出た場合

イ 積立契約者が積立契約期間の中途において、積立金の返納を申し出た場合
(特別な事由があるとして、補助事業者が認める場合を除く。)

ウ 積立契約者が積立金又は共済掛金を定められた期日までに納付しなかった場合
(特別な事由があるとして、補助事業者が認める場合を除く。)

別 表（第 4 及び第 13 関係）

区 分	経 費	補助率	重 要 な 変 更
1 漁業経営安定対策基金造成費	<p>(1) 漁業共済資源管理等推進特別対策事業資金造成費 補助事業者が、漁業収入安定対策事業に加入する漁業者等の共済掛金の一部を補助するために必要な資金を造成するのに要する経費</p> <p>(2) 資源管理等推進収入安定対策事業資金造成費 補助事業者が、漁業収入安定対策事業に加入する漁業者等に対する補填金を交付するために必要な資金を造成するのに要する経費</p>	定 額	経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減
2 運営事業費	補助事業者が、漁業収入安定対策事業を実施するために要する運営事業経費		

※別表の「2 運営事業費」のうち人件費の算定等については別添のとおりとする。

別記様式第1号（第7関係）

〇〇年度 漁業収入安定対策事業補助金
交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱（平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知）第7の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 基金事業の目的
- 2 事業の完了予定年月日
〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 漁業経営安定対策基金造成費

基金造成に係る計画

基金の保有区分	既申請済額	今回申請額	合 計	備考
漁業収入安定対策 事業資金造成費 (1) 漁業共済資源管 理等推進特別対策 事業資金造成費 (2) 資源管理等推進 収入安定対策事業 資金造成費	円	円	円	
合 計				

4 運営事業費

(1) 経費の配分

区 分	補助事業に要 する経費 (A+B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
漁業収入安定対策運営事 業費	円	円	円	
合 計				

5 添付資料

(1) 事業計画書（当初）

別記様式第2号（第10第2項関係）

国庫納付金承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱（平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知）第10第2項の規定に基づき、下記により申請する。（なお、併せて基金の残額 円を返還する。）

記

1 総括表

基金造成額 ①	運用額 ②	基金からの支出額 ③	返還額 =①+②-③
円	円	円	円

2 添付書類

- (1) 運用益取りくずし報告書
- (2) 運用益（預け入れ利息）明細一覧表

別記様式第3号（第12第1項関係）

〇〇年度 漁業収入安定対策事業補助金
変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱（平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知）第12の規定に基づき、申請する。

記（注2）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「基金事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第4号（第14関係）

〇〇年度漁業収入安定対策事業補助金遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））ため、漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱（平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知）第14の規定に基づき届け出ます。

（なお、下記の事業完了予定年月日まで完了時期を延期したいので承認されたい。（注2））

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））理由

2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費 (A)	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日まで に 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定年月 日	
漁業収入安定対 策運営事業費	円	円	%	円		
合 計						

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。

（注3）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第5号（第15第1項関係）

〇〇年度 漁業収入安定対策事業補助金
遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱（平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知）第15の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年12月31日までに 完了したもの		〇年1月1日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
漁業収入安定対 策運営事業費	円	円	%	円		
合 計						

別記様式第6号（第15第3項関係）

〇〇年度 漁業収入安定対策事業補助金
基金事業実績報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱（平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知）第15の規定に基づき、下記のとおり 年度基金事業の実績報告書を提出します。

記

（単位：円）

区 分	漁業共済資源管理等推進特別対策事業	資源管理等推進収入安定対策事業	合 計
1. 収入(a)+(b)+(c)+(d)			
前年度繰越金 (a)			
今年度造成額 (b)			
運 用 益 (c)			
その他の収入 (d)			
2. 支 出 (a)' + (b)'			
事業費支出 (a)'			
その他支出 (b)'			
次期繰越金 (1 - 2)			

別記様式第7号（第16関係）

〇〇年度 漁業収入安定対策事業補助金
支払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
官署支出官 水産庁長官 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった漁業収入安定対策事業補助金について、漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱（平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知）第16の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

1 支払請求額

- (1) 漁業経営安定対策基金のうち漁業共済資源管理等推進特別対策事業勘定
- (2) 漁業経営安定対策基金のうち資源管理等推進収入安定対策事業勘定

2 振込金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

別記様式第8号（第17関係）

〇〇年度 漁業収入安定対策事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
官署支出官 水産庁長官 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱（平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知）第17の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。（注）

〇年〇月〇日現在

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		遂行状況報告	(C) 今回請求額		(A) - ((B) + (C)) 残 額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日迄出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
漁業収入安定対策事業補助事業	円	円	円	%	%	円	%	円	%	〇年〇月〇日	
運営事業費											
小計											

（注）下線部は、第15第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

別記様式第9号（第19第1項関係）

〇〇年度 漁業収入安定対策事業補助金
実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
支出を伴う場合
官署支出官 水産庁長官 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱（平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知）第19第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として漁業収入安定対策事業補助金〇〇〇円の交付を請求する。）

記

1 事業の目的

2 事業完了年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

3 運営事業費

(1) 経費の配分

区 分	補助事業に 要した経費 (A+B) 円	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
漁業収入安定対策運 営事業費				
合 計				

4 添付資料

〇〇〇〇（注）

（注）添付資料については、支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿等の写しのいずれかを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第 10 号（第 19 第 2 項関係）

〇〇年度 漁業収入安定対策事業補助金
基金造成完了報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった漁業収入安定対策事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱（平成 23 年 3 月 29 日付け 22 水漁第 2323 号農林水産事務次官依命通知）第 19 第 2 項の規定に基づき、その実績を報告する。

記

1 補助金の交付の内容

2 基金造成の収支決算

（1）漁業経営安定対策基金のうち漁業共済資源管理等推進特別対策事業勘定

ア 収入の部（補助金） 円
イ 支出の部（基金造成額） 円

（2）漁業経営安定対策基金のうち資源管理等推進収入安定対策事業勘定

ア 収入の部（補助金） 円
イ 支出の部（基金造成額） 円

別記様式第 11 号（第 24 第 3 項関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

事業名		事業実施年度			年度		農林水産省所管補助金名				処分制限期間		処分の状況		摘要
事業 区 分	事業の 内 容				工 期		経 費 の 配 分			耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内 容		
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業 費	負 担 区 分						
								円	円	円					
	計														
	計														
	合 計														

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は※1 補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

漁業収入安定対策事業の実施に要する 人件費の算定等の適正化について

1. 漁業収入安定対策事業に係る人件費の基本的な考え方

- (1) 人件費が補助対象として認められている漁業収入安定対策事業における、当該事業に要する人件費とは、当該事業に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料その他手当をいい、その算定にあたっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

$$\text{人件費} = \text{時間単価}^{\ast 1} \times \text{直接作業時間数}^{\ast 2}$$

※1 時間単価

時間単価については、交付時に後述する算定方法により、事業従事者一人一人について算出し、原則として額の確定時に時間単価の変更はできない。

ただし、以下に掲げる場合は、額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された等）
- ・交付先における出向者の給与の負担割合が変更された場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下「管理者等」という。）が当該事業に従事した時間外労働の実績があった場合

また、上記のほか、地域別、業種別等の賃金水準の変動に伴い、交付先において賃金改定をした場合であって、実施中の補助事業等に適用される時間単価が適当でないと認められるときは、別途交付先と協議の上、時間単価を変更することができる。その場合、交付先との協議は、事業完了予定年月日まで3か月以上ある場合に限り開始できるものとし、協議が調ったときは、当該賃金改定が適用された日（月を単位として適用された場合はその月）以降の人件費について、変更後の時間単価を適用するものとする。

※2 直接作業時間数

- ① 正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該事業に従事した実績時間についてのみ計上すること。

② 管理者等

原則、管理者等については、直接作業時間数の算定に当該事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該事業のためやむを得ず時間外も業務を要することとなった場合は、直接作業時間数に当該事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることができることとする。

(2) 一の事業だけに従事することが、雇用契約書等により明らかな場合は、上記によらず次の計算式により算定することができる

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数} \quad (\text{1月に満たない場合は、日割り計算による})$$

2. 実績単価による算定方法

当該事業に要する人件費の時間単価は、以下の計算方法（以下「時間単価計算」という。）により算定する。（円未満は切り捨て。）

<時間単価の算定方法>

○正職員、出向者（給与等を全額交付先で負担している者に限る）及び嘱託職員の人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、前年又は前年度若しくは直近1年間の支給実績を用いるものとする。ただし、中途採用など前年又は前年度若しくは直近1年間の支給実績による算定が困難な場合は、別途交付先と協議のうえ定めるものとする（以下同じ。）。

・年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与の年間合計額とし、時間外手当、食事手当などの福利厚生面

で補助として支給されているものは除外する（以下同じ。）。

・年間法定福利費は健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償等の年間事業者負担分とする（以下同じ。）。

・年間理論総労働時間は、年間総支給額の算定期間の営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日あたりの所定労働時間を算出し、これら乗じて得た時間とする（以下同じ。）。

○出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価の算定方法

出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \text{交付先が負担する（した）（年間総支給額 + 年間法定福利費）} \div \text{年間理論総労働時間}$$

・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算にあたっては、当該事業従事者に対する給与等が交付先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、補助事業者が負担した額しか計上できないことに注意すること。

○管理者等の時間単価の算定方法

原則として管理者等の時間単価は、下記の（1）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該事業に従事した場合は、（2）により算定した時間単価を額の確定時に適用する。

（1）原則

$$\text{人件費時間単価} = \text{（年間総支給額 + 年間法定福利費）} \div \text{年間理論総労働時間}$$

（2）時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = \text{（年間総支給額 + 年間法定福利費）} \div \text{年間実総労働時間}$$

・時間外に従事実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。

・年間実総労働時間 = 年間理論総労働時間 + 当該補助事業及び自主事業等における時間外に従事時間数の合計。

3. 直接作業時間数を把握するための書類整備について

直接作業時間数の算定を行うためには、実際に事業に従事した事を証する業務日誌が

必要となる。また、当該業務日誌において事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことについて確認できるよう作成する必要がある。

【業務日誌の記載例】

(4月)		所属 ○○○部 ××課			役職 ○○○○		氏名 ○○ ○○		時間外手当支給対象者か否か														
時 日	0	...	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	業務時間及び業務内容			
1				← A →				← B →													A(3h)○○検討会資料準備 B(5.25h)○○調査打ち合わせ		
2				← A →				← A →			← C →										A(6h)○○検討会資料準備、 検討会 C(2h)○○開発打ち合わせ		
3				← D →				← B →			← A →										D(3h)自主事業 B(2h)○○調査打ち合わせ A(4h)現地調査事前準備		
4				← A →																	A(9.5h)○○調査現地調査		
5				← A →				← D →													A(3h)○○検討会資料準備 D(5h)自主事業		
.																							
.																							
.																							
.																							
30																							
31																							
勤務時間管理者 所属：○○部長 氏名：○○○○ 印								A:○○○○委託事業(○○農政局) B:○○○○委託事業(○○農政局) C:○○○○補助事業(○○局) D:自主事業								合計		A(○○h) B(○○h) C(○○h) D(○○h)					

- ① 人件費の対象となっている事業従事者毎の業務日誌を整備すること。（当該事業の従事時間と他の事業及び自主事業等の従事時間・内容との重複記載は認められないことに留意する。）
- ② 業務日誌の記載は、事業に従事した者本人が原則毎日記載すること。（数週間分まとめて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされることのないよう適切に管理すること。）
- ③ 当該事業に従事した実績時間を記載すること。なお、所定時間外労働（残業・休日出勤等）時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
 - ・当該事業の実施にあたり、平日に所定時間外労働が不可欠な場合。
 - ・当該事業の実施にあたり、休日出勤（例：土日にシンポジウムを開催等）が必要である場合で、交付先において休日手当を支給している場合。ただし、支給していない場合でも交付先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外すること。
- ⑤ 当該事業における具体的な従事内容がわかるように記載すること。なお、補助対象として認められる用務による出張等における移動時間についても当該事業のために従事した時間として計上できるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。

- ⑥ 当該事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該事業の従事状況を確認できるように区分して記載すること。
- ⑦ 勤務時間管理者は、タイムカード（タイムカードがない場合は出勤簿）等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認のうえ、記名・押印する。